

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センターの 県税室長（盛岡広域振興局にあつては県税部納税室管理課長 、県南広域振興局にあつては県税部又は県税部県税センター の納税課長、沿岸広域振興局宮古地域振興センターにあつて は県税室納税課長）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局経営企画部地域振興センタ ー若しくは県税部県税センターに係る次の事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>地方法人特別税及びこれに附帯する歳入歳出外現金</u>（ 以下1において「<u>地方法人特別税等</u>」という。）並びに<u>地 方法人特別税等</u>に係る保管有価証券の出納（支払請求書に よる資金の交付を含む。）及び保管（会計規則（平成4年 岩手県規則第21号）第120条第2号イの区分により整理さ れる<u>地方法人特別税等</u>の保管を除く。）を行うこと。</p> <p>(6) <u>地方法人特別税等</u>（会計規則第120条第2号イの区分 により整理されるものを除く。）の記録管理を行うこと。</p> <p>(7) [略]</p> <p>2 1に掲げるもののほか、盛岡広域振興局県税部納税室管理 課長である出納員に対する委任事項</p> <p><u>自動車取得税及び自動車税</u>に係る始動票札の売渡金の収納 及び保管を行うこと。</p>	<p>1 広域振興局経営企画部又は経営企画部地域振興センターの 県税室長（盛岡広域振興局にあつては県税部納税室管理課長 、県南広域振興局にあつては県税部又は県税部県税センター の納税課長、沿岸広域振興局宮古地域振興センターにあつて は県税室納税課長）である出納員に対する委任事項</p> <p>当該広域振興局又は広域振興局経営企画部地域振興センタ ー若しくは県税部県税センターに係る次の事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>特別法人事業税及び地方法人特別税並びにこれらに附 帯する歳入歳出外現金</u>（以下1において「<u>特別法人事業税 等</u>」という。）並びに<u>特別法人事業税等</u>に係る保管有価証 券の出納（支払請求書による資金の交付を含む。）及び保 管（会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第120条第2 号イの区分により整理される<u>特別法人事業税等</u>の保管を除 く。）を行うこと。</p> <p>(6) <u>特別法人事業税等</u>（会計規則第120条第2号イの区分 により整理されるものを除く。）の記録管理を行うこと。</p> <p>(7) [略]</p> <p>2 1に掲げるもののほか、盛岡広域振興局県税部納税室管理 課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) <u>自動車税の環境性能割及び種別割</u>に係る始動票札の売 渡金の収納及び保管を行うこと。</p> <p>(2) <u>地方税法（昭和25年法律第226号）附則第29条の9第 1項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例に よることとされる軽自動車税の環境性能割に係る始動票札 の売渡金の収納及び保管を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>軽自動車税の環境性能割及びこれに附帯する歳入歳出 外現金</u>（以下2において「<u>軽自動車税環境性能割等</u>」とい う。）並びに<u>軽自動車税環境性能割等</u>に係る保管有価証券 の出納（支払請求書による資金の交付を含む。）及び保管 （<u>会計規則第120条第2号エの区分により整理される軽自 動車税環境性能割等の保管を除く。</u>）を行うこと。</p> <p>(4) <u>軽自動車税環境性能割等</u>（会計規則第120条第2号エ の区分により整理されるものを除く。）の記録管理を行う こと。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。